

改 正 案	現 行
<p>（検視指導室） 第二十二条（略） 2 検視指導室においては、令第二十三条第一号、第二号、第四号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち検視に関する事務並びに同条第九号に掲げる事務をつかさどる。 3・4（略） （国際連携対策官） 第三十六条（略） 2 国際連携対策官は、命を受け、令第三十条第一号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十三条の規定に関する事務に限る。）及び同条第二号に掲げる事務を助ける。</p>	<p>（検視指導室） 第二十二条（略） 2 検視指導室においては、令第二十三条第一号、第二号、第四号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち検視に関する事務をつかさどる。 3・4（略） （国際連携対策官） 第三十六条（略） 2 国際連携対策官は、命を受け、令第三十条第一号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十二条の規定に関する事務に限る。）及び同条第二号に掲げる事務を助ける。</p>